

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成28年12月14日（水）

開会 9時30分

閉会 11時08分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 森脇健夫委員長、岩崎恭典委員、前田光久委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 山口颯、次長（育成支援・社会教育担当） 中嶋中、

次長（研修担当） 中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育政策課 課長 宮路正弘、課長補佐兼班長 山本順三、主幹 上村和弘

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 加藤真也

福利・給与課 課長 上野公民、課長補佐兼班長 中野雅人

生徒指導課 課長 芝崎俊也、子ども安全対策監 山口勉、班長 山田喜久

保健体育課 課長 野垣内靖、充指導主事 山本敏之、充指導主事 増田和史

社会教育・文化財保護課 参事兼課長 辻善典、主幹 西村美幸

文化振興課 課長 高野吉雄

5 議案件名及び採択の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|---|------|
| 議案第37号 職員の人事異動（市町立小中学校）について | 原案可決 |
| 議案第38号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案 | 原案可決 |
| 議案第39号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 | 原案可決 |

6 請願陳情の付議の結果

| 件 名 | 審議結果 |
|-----------------|------|
| 請願1 臨時教員の給与について | 原案可決 |

7 報告題件名

件 名

- 報告 1 県立高等学校活性化計画（仮称）（中間案）について
- 報告 2 いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について
- 報告 3 組み体操等における事故防止の取組について
- 報告 4 平成 28 年度三重県優秀選手・指導者表彰について
- 報告 5 文化交流ゾーンについて
- 報告 6 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について

8 審議の概要

・開会宣言

森脇健夫委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 28 年 1 月 18 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 37 号は人事に関する案件であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の請願 1、議案第 38 号から議案第 39 号を審議し、報告 1 から報告 6 の報告を受けた後、非公開の議案第 37 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

請願 1 臨時教員の給与について（公開）

（上野福利・給与課長説明）

請願 1 臨時教員の給与について

請願について、別紙のとおり提出する。平成 28 年 1 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

お手元の資料の 3 ページが、今回、寄せられた請願になります。請願の趣旨を簡単に説明させていただきます。

請願を寄せていただいたのは、「臨時教員問題を考える会」の代表の服部厚子さんです。

請願内容については、2 つございます。1 つ目は、同一労働同一賃金の原則に従って、正規教員と臨時教員の給与格差を是正してください。2 つ目は、臨時的任用の差

別の賃金をあらため、期限付採用と同じ扱いにしてくださいということです。

請願の趣旨としては、三重県には臨時教員と呼ばれる非正規雇用の教員が4,150人、全教員の約27%を占めています。産育休の代替臨時教員と管理職を除いた非正規率は、2015年度で17.1%と、全国1位になったということです。

臨時教員は、正規教員と同様に校務分掌を担い、担任や部活動顧問をしながら教育を支えています。生徒や保護者の前では正規も臨時もありません。ところが、身分が臨時であるために給料が正規教員よりも低く抑えられています。昇給も少なく、すぐ上位制限で給与は上がらなくなります。経験を積んで職場の同僚や生徒、保護者から厚い信頼を得ていても、給与は低く抑えられたままです。これだけ低位に抑えられているのは全国でも少なく、45号級というのは、愛媛県と並んで最低です。隣の岐阜県では、今年度より上位制限を廃止して、最高の153号まで可能となりました。全国10都道府県では、何年かの経験ののちに教諭と格付けされ、2級の給料表が適用されます。教諭辞令を出すことで正規教員との格差を是正していくことが可能です。同一労働同一賃金の原則に従って、直ちに是正を求めます。

もう一つのほうが、三重県には非常勤講師の雇用形態が2種類存在します。臨時的任用と期限付採用です。臨時的任用は、産休・育休や病休の補充で任用されます。

一方、期限付採用は本来なら正規教員が入らなければならないところに採用される定数内の教員です。臨時的任用と期限付採用では給与規程が異なるため、給与は2万円も違ってきます。そもそも期限付講師は、本来なら正規教員で充てる定数のところを、何らかの理由で臨時で採用しているのです。退職者数と採用者数の差を埋める形で採用されますが、工夫をしながら減らしていくべき採用であるはずですが、この期限付採用を減らし、正規採用者数を増やし、定数内は正規教員で賄えるようにしてほしいと思います。そして、残された期限付採用や臨時的任用の教員には、教諭辞令を発令することにより賃金格差の解消を求めます。

こういった内容でございます。

これに対して、1ページの請願文書表というところをご覧ください。

教育長意見案としましては、「1 正規教員と臨時教員の給与格差について、職員の給与は、地方公務員法の規定に則って公立学校職員の給与に関する条例で定めています。臨時教員の給与については、この条例において、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給することとされています。給料表は、正規教員と同じものを適用し、期末勤勉手当や扶養手当等の各種手当についても、正規教員と同様に支給しています。平成28年度に他県が行った調査によると、本県は、大学を卒業してすぐに任用された場合の臨時教員の給料月額是全国でトップレベルにあり、経験を踏まえた給料の上限額は、全国で30番台となっています。職員の給与については、今後とも、法及び条例の趣旨を踏まえて適切に運用してまいります。」とさせていただきます。

続きまして裏面です。「2 臨時的任用講師と期限付講師の賃金について、臨時教員には、正規教員の産育休や病休の代替等として任用する臨時的任用講師と正規教員の欠員補充として任用する期限付講師があります。

臨時的任用講師は、短期の任用もあり、任用期間が不定期であるのに対して、期限

付講師は、正規職員の欠員補充であることから年度を通じた任用が基本となっています。このように、任用期間が異なり、それに応じて職務にも違いが生じると考えられることから、臨時的任用講師と期限付講師は給与の一部が異なっています。以上のことから、本請願は不採択としたい。」ということで、案を示させていただきました。ご審議よろしくをお願いします。

【質疑】

委員長

それでは、請願1はいかがでしょうか。ご意見がございましたら。

柏木委員

2点お願いします。教育長の意見にあります「トップレベル」というのは、どれぐらいのことをいうのかということと、今後、この非正規・正規の問題の中で、正規職員は増やしていくのかどうかということをお答えください。

福利・給与課長

1つ目の質問ですが、今年度、他県が調査した結果によりますと、47都道府県中、46都道府県の回答がありまして、その中で上から3番目です。

教職員課長

採用の関係ですが、計画的にできてきているところですが、今年度におきましても、来年度と比べて少しでも正規比率が上がるようにという形で計画を組み、今年度についても、500弱という形の採用計画としてすすめてきたところです。

岩崎委員

請願者は、同一労働同一賃金の原則に従ってということをおっしゃっていますが、同一労働同一賃金から見て、正規職員と臨時教員の給料に差が生じているということについての、もう少し詳しい説明をいただけますか。

福利・給与課長

臨時教員は、学校管理、部活動の顧問等、正規の教員と同様の役割を担っている面はございます。

ただ、学校教育法施行規則にあります教務主任、学年主任等の主任は教諭をもって充てると定められていることから、こういった職務は担うことができないということがあります。そういうことから、全くの同一労働とは言えず、給与に差が生じていることが、直ちに合理性を欠くとは言えないと考えています。

ただ、同一労働同一賃金については、現在、国において、その実現に向けた検討が行われていますが、その考え方が示されていないことから、引き続き、国の動向を注視していきたいと考えています。

委員長

それに関連して、臨時的任用と期限付採用の仕事、職務内容についてはいかがでしょうか。同一労働と言えないんですかということですが。

教職員課長

期限付講師というのは、教員の欠員補充というところで、年間を通じて定まっており、計画的に役割を担っていくところがございます。臨時的講師については、いろん

な形での任用の形態がありますが、その産休代替であったり、病休代替であったりということで、期限も1か月からで、いろいろ雇用形態の違いもあり、やってみえる仕事に違いがあるかと思います。

前田委員

私もこの文章を読ませていただいて、一番ポイントになるのは、同一労働であるかどうかというところの見解でいろいろ結論は変わってくるんだらうと思います。

先ほどの説明をいただいた中で、期限付あるいは臨時教員の場合と正規雇用の場合とは、表面上は一見同じように見えても、実務のところでは差異があるという説明ですので、それであればやむを得ないかと理解できました。

森脇委員

それに関連して、例えば、臨時的任用と期限付、期限付の場合は1年間という期間が決まっている。臨時の場合はそうでないという場合に、校務分掌等で、例えば、臨時の場合に任せることができにくいというような職務内容はあるのでしょうか。

教職員課長

臨時的任用ですと、それこそ入る時期などがいろいろまちまちであり、その方にどんな形をお願いをしようかというのを校長先生がマネジメントされて、校務分掌を考えられるというふうを考えております。

委員長

一定、職務内容が変わってくるということですね。

あと、もう一つお聞きしたかったのは、正規職員を採用して、欠員が出ることがあって、そこに充てないといけないと。例えば500人ぐらい採用をするという場合に、一体どれぐらい欠員が例年出ているのでしょうか。

教職員課長

ざっとですが、期限付講師の数が大体1,300人ぐらいで、定数に対してそれぐらいの数が現実として欠員となっています。その数を計画的に少しでもという形で、正規と講師の比率を変えたい、上げたいという形で採用計画では、全体としては先生の数が減っていく中で、採用の規模を確保して、少しでも比率を上げるよう取り組んでいるところです。

柏木委員

この臨時の方の話ですが、担任を持たれることもあるということですが、担任を持たれて同一労働ではない、例えば、同一の担任を持ってという仕事と、専科という仕事、どれぐらいの割合で配置されるのでしょうか。学年によって違うとは思いますが、全員が同一の担任を持っていくのであれば、それも同一賃金かと思いますが、専科とかポイント的に入る方とか、そういう方もみえるわけですね。そのあたりの割合は分からないのでしょうか。

教職員課長

申し訳ございません。この場で割合までは申し上げられませんが、おっしゃるように、4月からの方もおみえになり、担任など、お仕事をいただいている方も現実おみえになります。

ですが、基本的な考え方として臨時的任用というのは、育休・病休対応を前提に期

間の定めがなく、雇用の期間が不定期というのがベースにあります。期限付は、逆に1年間を通じて欠員ということですので、校務分掌とかも検討されて配置されているのかなということで、少し差はあるのかなと考えています。

岩崎委員

今のお話の続きで言えば、例えば、いろんな形で、介護休暇もそうだし、育休・産休も当然ありますが、そういう形で代替をしていただかなければいけない先生の数というのは、今後、制度の改善によってどんどん増えていく可能性はあるというふうに見ていいわけですか。

教職員課長

予測のところまでは申し上げられませんが、例えば、年齢構成も50代以上の方が多くて、その方が退職された後、計画的に教員採用を進めていく中で、実際に女性教諭が多く入っていただくことになります。そうすると、おのずとご結婚されて育休を取られる方が多くなるのかと。そうしたときに、代替の措置として、講師を入れて補充して学校現場をきちんとする。そのために臨時講師さんが増えるということについては、現場を回すのに必要であれば、きちんとしていけないといけないことだと考えています。

前田委員

この請願書の文面の中で、生徒や保護者の前では正規も臨時もありませんということが書いていただいておりますが、これは臨時であろうと正規であろうと、子どもたちに教育を施していくというミッションということであれば、差異があってははいけないと思います。それは均質な教育を教育委員会側としては提供していくのが義務でありますので、そこは当然のことです。

ところが、教員の仕事というのは、教室で子どもたちと向かい合う、あるいは保護者と向かい合うということだけではない。むしろ、もっとそれ以外の部分で大きなものを背負っていると思います。

もう1点は、私は個人で会社経営をやっていますが、正規で雇用する場合、例えば、それが高卒であれ大卒であれ、要はその人の定年までのシミュレーションをするんですね。育成計画です。何年後にはこういうことをやってほしい、何年後にはこういうことをやってほしいというシミュレーションを必ずします。それに基づいて仕事の提供であったり、情報の提供や勉強の機会であったりとかという、私は、正規雇用というのは、日本の社会の中では終身雇用というのは、原理原則であると思っています。

ところが、先ほど岩崎委員も言われましたが、働くということの形態が随分多様化してきていると思うんですね。世の中の変化、ニーズに合わせて、ワークライフバランスであるとか、あるいは育休であるとか、最近では男子の育休というのも、大きく社会的には認められてきている。

では、その正規雇用ということと、雇用側の働く形態の変化にどう対応していくかということ考えた場合に、期限付であるとか臨時雇用であるというのは、取り入れていけると働く人たちのニーズに対応できないという組織ができあがってしまうことがあると思う。ここはニーズを見ながら、その割合ということは、組織として私は柔軟的に対応していくことは不可欠であろうと思います。

ただし、例えば、それがものをつくる製造・生産現場であっても、サービスを提供するサービス部門であっても、必ず相手、教育委員会の場合は子どもたちであろうと思う。ここに差異が出てはいけないと思うんですね。それはあくまでも雇用側のことですので、均質のサービスが提供できるかということには、もっともニーズの変化に対応しながら留意していかなければいけない。当然、働く、例えば臨時であれ期限付であれ、その人たちがモチベーションを保てるような一定の配慮は、要るであろうと思います。それは、ある意味、これからずっとケアしていかなければいけない課題であるのかと思う。

福利・給与課長

1点追加で申し上げます。請願に係る署名が寄せられておまして、トータル3,623の署名が寄せられているのを申し上げてなかったもので、この場を借りて申し上げます。

委員長

今、前田委員から言われたことですが、私も子どもたちにとって、期限付も臨時もないんじゃないかとおっしゃる方は、どちらかだから教育の質が悪くていいのだとか、そうあってはいけない、そうあってはいけないということだと思います。そのためにモチベーションも必要だというふうにおっしゃったのですが、質の保障ということについて、教職員課はどう考えているのか。つまり子どもたちにとって教育の質の保障という観点から、賃金形態が異なることによって、例えば、正規採用の場合は、初任研があって、いろんな研修が保障されていますね。期限付とか臨時の場合は、なかなかそこは難しいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

教職員課長

おっしゃっていただいたこと、本当に大事にしているところでございまして、なかなか非正規の方への研修も難しいところがありますが、1年目から3年目の者に、特に早い段階で今年も2回来ていただく研修をしたりとか、もちろん学校で校内研修の中にも入っていただいて、そこは正規の職員と同じような形で現場では研修に参加いただき頑張っていただくという形をとっています。正規職員としての新規採用者と比較してというところは難しいところがございますが、今のある仕組みを最大限使って、特に学校現場では、校長先生を中心に、校内研修に取り組んでいるところでございます。

委員長

モチベーションのことについては、いかがでしょうか。

教職員課長

少し観点が違ったら申し訳ないですが、先ほど前田委員からも、いろんな働き方がある中で、非正規という働き方もあるということで、まさしくそれと裏返しになります。三重県の教員採用試験については、59歳まで受験をしていただけるということで、今年度も50歳代でも正規になっていただいた方がおみえになります。そういう中では、本当に正規職員を目指して頑張ってみえる方であれば、門戸を開いて、一緒に仲間になってやっていただけるという道もあります。

かたや、いろんな形のご事情が出て、近くの学校でこの形の働き方ということを、

あるいは、選択というのもできるというようなこともあります。教育の現場で頑張っていきたいけど、何ともならんですというスキームではない、ある意味、いろんな選択をしていただけるような形なのかと考えているところでございます。

副教育長

賃金形態の話もございましたが、冒頭の説明文章の中にもありますが、正規職員と臨時教員、期限付講師の方も含めて、給料のベースになるのは、正規職員と同じ給料表のテーブルを使用します。諸手当について、通勤手当ももちろんですが、ボーナスも期末勤勉手当、扶養手当、住居手当も含めて、手当も全て同じテーブルです。例えば昇給であったり、年齢の状況を見たら、一部、差異があるというのは確かですが、ほかの校務職場でも臨時的任用というか、そういうような雇い方をさせていただくのですが、そういった場合では、業務内容もかなり違いますが、日額いくらであったり、諸手当については、通勤手当もどこまでは出ますというような状況の中で、他府県もそうですが、臨時的任用の方にしてもベースとして相当程度正規教員と同じテーブルを使いながららせていただいている状況です。

委員長

いかがでしょうか。ほぼ30分ぐらい議論をしてきましたが、それでは、提案されている本請願は不採択としたいということについて、異議がある方はいらっしゃいますか。

いないですか。よろしいでしょうか。それでは、いろいろな議論がありますが、ここでは不採択という結論でお願いしたいと思います。

—全委員が同意する。—

・審議事項

議案第38号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（上野福利・給与課長説明）

議案第38号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが改正する規則案になり、2ページが要綱になっています。2ページをお開きください。改正理由としましては、公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定を整備するものでご

ざいます。

改正内容につきましては、先般、条例をご審議いただき、人事委員会勧告に基づいて、勤勉手当の支給月数を引き上げました。引き上げの承認をいただきまして、現在、条例案を議会のほうで審議していただいているところですが、平成28年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限を、国に準じて、県の規則で勤勉手当の率の上限を定めております。そのときの支給の2倍ということでさせていただいております。それで一般の職員の上限率は、現行は100分の160以内となっておりますが、これを12月期に関しましては、100分の180以内、それから、平成29年度以降は、100分の170以内、再任用職員につきましては、現行100分の75以内を、12月期におきましては、100分の85以内、平成29年度以降につきましては、100分の80以内ということで改正をしたいと思います。

施行期日は、①の12月期については、平成28年12月1日から適用します。②の平成29年度以降については、平成29年度4月1日から施行します。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【質疑】

委員長

議案第38号はいかがでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。

岩崎委員

施行が公布の日から施行で、12月1日から適用ですね。これは具体的に今年度の期末の部分から適用される。

福利・給与課長

①は期末の分だけに適用するということです。来年度以降は、今回上がる分を6月と12月に分けますので、そこで若干差異が出るということです。

岩崎委員

だったら、これを12月1日から適用とさかのぼることについては、問題ないということですね。

委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第39号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（上野福利・給与課長説明）

議案第39号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、

別紙のとおり提案する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから5ページまでが改正する規則案になっております。

8ページをお開きください。改正理由としましては、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定を整備する。

改正内容につきましては、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給に関する様式の制定等の規定の整備を行うということで、こちらも先般、条例をご審議いただきました失業者の退職手当に関するものです。雇用保険法が改正になりまして、雇用保険の規定にある民間の方が雇用保険を納めて、失業して求職活動をしているときに給付される失業手当については、公務員は適用されておりませんが、社会一般的にそれは雇用保険法では適用されていなくても、社会的に通念上は支給されるべきであろうということで、退職手当条例の中に失業者の退職手当として、雇用保険の制度を準用して使っている部分があります。

今回、先般、条例をご審議いただきましたが高齢者の65歳以上で退職された方を対象にするとか、いくつか改正がありました。その改正に伴って、今回は規則の中で定めている書式、書式の番号とかそういったものを少し整備させていただくという内容になります。

施行期日は平成29年1月1日からです。ご審議よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第39号はいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 県立高等学校活性化計画（仮称）中間案について（公開）

（宮路教育政策課長説明）

報告1 県立高等学校活性化計画（仮称）中間案について

県立高等学校活性化計画（仮称）中間案について、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

この中間案については、教育委員会をはじめ、教育改革推進会議で審議いただくとともに、地域協議会でありますとか、市町等教育長会議、県立校長会等で意見をいただきながら策定を進めてきたところです。

今回については、概要の部分と、前回、説明させていただいたところからの変更点を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、本冊の中間案の別紙をご覧ください。1 ページです。全体で目次にあるように5章立て、構成につきましては、前回と変更はしておりません。「1 はじめに」の部分でこれまでの経緯、策定の趣旨等については、現状のままで進めております。計画期間は平成29年度から33年度までの5年間の計画としております。

続いて、2 ページ「2 県立高等学校をめぐる現状と課題」です。ここについても、若干、文言の修正はしておりますが、大きく内容等で変更したところはありません。大きく4つの視点から、「社会の変化」「教育をめぐる動き」「ニーズの多様化」「中学校卒業生数の減少」という柱で記述をしております。

「社会の変化」につきましては、グローバル化の進展、情報化の進展、産業構造の変化、人口減少の進行等について記述をいたしました。

「教育をめぐる動き」につきましては、国の教育改革等の状況、また、三重県の高等学校教育の状況について記述をしています。

(4) 中学校卒業生数の減少につきましては、本年3月から平成33年3月までに、約2,200人の生徒が減少することが見込まれておりますので、それらの対応が必要となっていることを記述しています。

続いて5 ページを見ていただきまして、こういう現状と課題等を踏まえた「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」でございます。ここにつきましても、骨子案から4つの柱で整理をしております、1つ目が「新しい時代を生き抜いていく力の育成」として、将来の予測が難しい社会にあって、未来を創り出していくために必要な資質や能力、コミュニケーション能力等、これからの時代を生き抜いていく力の育成について記述をしています。

2つ目の「生命を大切にすることを育み一人ひとりに応じた教育の実現」につきましては、自他の生命を尊重する心や規範意識を育む教育等に取り組んでいくとしています。

3つ目の「人口減少社会における高等学校のあり方」につきましては、少子化が進む中で、これまで以上に「選ばれる高等学校」を目指す、また高等学校と地域が相互に協力して、学校の活性化を図っていくという考え方を記述しております。

4つ目の「学校の組織力と教職員の資質向上」につきましては、新しくカリキュラム・マネジメントの考え方を重視した組織力の向上等について記述をしております。このあたりも前回と変更はございません。

7 ページ、「4 県立高等学校活性化のための取組」としまして、項目としては変えておりませんので、「(1) 新しい時代に求められる学びへの変革」として、①から⑤まで、主体的で深い学びに協働して取り組む教育の充実、生徒の成長を促す評価方法の改善、カリキュラム・マネジメントを取り入れた学校教育の改善、ICT活用による学びの充実、特別活動等の活性化について記述をいたしました。

「(2) 社会とつながり貢献する力の育成」として、「① 社会の一員としての自覚と責任を育む教育の推進」です。10 ページをご覧ください。一番上の○で、新たにインターネットやスマートフォンなどの普及によってトラブルやいじめが問題になっていることを記述して、情報モラル教育に取り組んでいく取組を加えました。

「② グローカル人材の育成」ですが、5つ目の○に語学力の向上や国際理解の促進

とともに、世界の人々と協調していく態度を育成するために、大学との連携等を通じて、世界の課題に係る研究や論文作成等、発展的に学習できる機会を拡充するということで、校長会等の意見を踏まえ、こういう記述、取組を入れたところです。

「③ キャリア教育の推進」、「④ 学校の枠を超えた学びの充実」については、変更はございません。

「(3) 生徒一人ひとりに応じた多様な教育の推進」としまして、学びに向かう力を育む教育の推進から、特別支援教育の充実、定時制教育・通信制教育の充実、外国人生徒教育の充実、また、経済的に不利な環境にある生徒への支援という取組を進めることとしています。ここの記述について、大きな変更はございません。

続いて、14ページをお願いします。「(4) 地域で学び地域を生かす教育の推進」です。「① 地域を学び場とした教育の充実」のところで、○の3つ目、持続可能な社会づくりの担い手となる資質や能力の育成について記述を加えました。つぎに、大学等と連携した教育の推進、産業界と連携した職業教育の推進、地域に根ざした防災教育の推進については、若干、表現の精査を行いました。内容等について大きく変更したところはございません。

「(5) 新しい学びと多様で専門的な教育を実践する教職員の育成」につきましては、授業力の向上、多様な教育課題への対応、組織運営体制の強化による教育活動の質の向上に取り組んでいくこととしています。

17ページの「5 社会の変化に対応した県立高等学校のあり方」につきましては、(1)のところの文章で、「全ての高等学校で、学校の状況や生徒の実態に応じて、「4 県立高等学校活性化のための取組」に基づいて取組を進める。また、高校教育を取り巻く環境が変化するなかで、各学科については、以下の方向性をふまえ、活性化に取り組む」という記述を加えました。ここで重複を避けるために、前のほうで書いてあるところは、できるだけ各学科には示さないということで、4の取組をすべての学校で進めることを、まず示したうえで、各学科については、特にこういうことを参考にとり記述に変えました。

若干、この中身の課題等については、表現の精査等を行いました。大きく内容を変えているところはございません。

20ページの県立高等学校の規模と配置でございますが、①基本的な考え方、②高等学校の規模と配置について、内容的に大きな修正はございません。ただ、2つ目の○のアの中に具体的な取組例とありますが、前回、もう少し市町の取組を強調すべきという意見もいただきましたが、協力が得られない場合は分校化を検討するとか記述も入っておりますので、この具体的な取組例のところに、もう少し具体的に地元市町や産業界による学習支援、学習機会の提供ということで、具体的な内容を加えさせていただきます。

本冊の説明は以上ですが、今後のスケジュールとして、本日から1月13日までパブリックコメントを実施し、年が明けてから2月に教育改革推進会議でまた議論をいただきまして、最終案の策定に向けて作業を進めていきたいと考えております。

なお、12月12日の県議会教育警察常任委員会にもこの中間案を出ささせていただいて、いくつか意見をいただいたところですが、障害者差別解消法の施行の記述を

入れたらどうかという意見や、職業教育や環境教育に関わって、県の試験場であるとか研究部門、また、環境学習情報センター等との連携について取組を入れたらどうかという意見、この活性化計画の名称そのものが、教育の保障とか地方創生など多岐にわたる要素が入っているので、名称をビジョンのような名称に変えたらどうかという意見をいただいたところで、最終案に向けて様々な機会で見聞を聞きながら考えていきたいとしているところです。

説明は以上でございます。

【質疑】

委員長

それでは、報告1はいかがでしょう。

岩崎委員

今、議会から出た意見というお話がありましたが、それはパブコメと同じような扱いで検討しますというような感じになるんですか。タイトルの話が出ているということですが。

教育政策課長

教育改革推進会議などで、今までの再編活性化計画から活性化計画ときている中身の部分とか、網羅的なビジョンではなく、活性化に向けた取組を中心に記述をしていますので、そういったところを含めて、意見を聞きながら考えていきたいということとしています。

岩崎委員

ビジョンだとぼやっとしている気はしますが。

教育長

教育委員会の定例会とか教育改革推進会議であるとか、いろんな場面の小中学校長会とか県立校長会で意見を聞きながら、この議会の意見に対して反応ということで検討させてもらいますと言ったのですが。

課長も言っていますように、入試とかは入ってないんですね。三重県立高校教育ビジョンにしてはどうかと意見がありました。高校教育というと、非常に全般的な話になるので、これはまだ全般にまでいってないので、できたら議会の意見も尊重しながら、ほかのいろんな組織に意見をもらって、教育委員会でも議論いただきますと言っている。

今後、成案に向けたときまでに各界の意見を聞いていきたいと思います。

柏木委員

いろいろこれからの取組がある中で、一押しはどれですか。

教育政策課長

一つポイントとしていますが、やはり、これからの時代を生き抜いていくための主体的とか対話的とか、そういう力をきちっと育成していくということ、そういう授業をやっていくということが一つです。

もう一つは、三重県の特徴として、地方創生とか地域の担い手育成ということを大きく取り上げて、地域と連携した取組、専攻科の設置なども含めて進めていくのが大

きなポイントになるかと思っています。

前田委員

これを見せていただいて、一番これで理解しておかなければいけないのは、20ページ、21ページ、県立高等学校の規模と配置のところ、後ろのほうです。要は、この活性化計画の取組を3年と、一つのきちっと明記するんですね。もっと平たく言うと、3年経って、例えば、学級数が維持できなくなってくると、その次のステップに行かざるを得ないということを言っているわけですね。

教育政策課長

2学級の学校が3年間、活性化の取組を進めますということで、3年目でその次の方向性等を検証すると。その期間中であっても、入学者数が大幅に減ったときには、1学級にしますとそこで書いていますが、1学級になった場合は、明確に取組期間の3年目も含めて、2年連続で3分の2に満たない場合は、次のステップを協議しますという記述をしています。2学級で維持ができている場合には、いろんな検証をしながら、よりうまくいくように、この5年間の計画期間中は取組を続けていくことになると考えています。

前田委員

4ページのグラフを見せていただきますと、33年まで、ぐっと下がっていますね。平均的な数、グロブ的な数字はこうなのかも分かりませんが、人の偏りは、これはこのグラフ以上に減るところは大きく減るだろうというコントラストが顕著に出てくると思います。

そうすると、今の2学級の維持が困難というのは、もっと顕著に出てくる可能性があると思います。そこでどうなのかということで、これは地域の人も維持運営というのは、それなりの一定のものがかかりますから。思いだけではなかなかやっけない現実に直面しなければならぬということが起きてくると。それをどうするかというと、こういうことをきちっと出して、多くの人にも協力してもらわないと、教育行政だけではどうしようもない、限界があるということを伝えていくことは、私はこれから、今まであまりこういう経験がなかったと思いますが、真剣な深刻な問題になってくると思います。それはネガティブな話。

一方で、ちょっとポジティブな話をしますと、だからやれるということもあると思う。高校を卒業する子たちに求められてきたものは、今までよりもっと細分化してきますので、多様な要求が今まで以上に出てきていると思うんです。教える側、学校側もそれをどう先進的に取り込んでやっていくかという、本当の意味での教育者側の力量が問われるというか、そういう場面に入っていくのかなと。

どうしたって僕らの時代は、流れに乗ってわーっと行ってた時代なので、個性を見出してきちっとニーズに対応できるようなスキルを付けさせていくという意味では、教育側の対応力がものすごく求められるので、逆に言えばやりがいがあるのではないかと私は思うんですが、そのような捉まえ方で、あまりネガティブな捉まえ方では寂しいので、そういう捉まえ方も必要ではないかと考えています。

委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

－全委員が本報告を了承する－

・審議事項

報告2 いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について (公開)

(芝崎生徒指導課長説明)

報告2 いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について

いじめの問題に関する県独自調査の結果概要について、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、山口子ども安全対策監が行います。

(山口子ども安全対策監説明)

それでは、ご説明いたします。1ページをご覧ください。「1 調査の経緯」でございませう。国が大阪のいじめ事案を受けまして、平成24年9月に全国一斉の調査を実施しましたが、本県では、この時期に年度の前半の直近の状況を把握できるといったメリット、あるいは、夏休み明けで子どもたちの人間関係あるいは環境等が変わりやすい時期でもあるということをご考慮しまして、25年度以降も毎年9月に調査を実施しております。

「2 調査結果の概要」です。最初の表にございませうとおり、すべての校種におきまして、昨年度の同時期の認知件数を大きく上回らして、中ほどの括弧でくくった表にありますような、昨年度27年度1年間の認知件数を特に小学校は顕著ですが、上半期の時点で、全体としては上回る結果となりました。これにつきましては、初段階のいじめなど、積極的に認知するといった考えが、より浸透した結果であると肯定的に捉えております。

また、下の表にございませうように、この時点での解消率も高くなってございませうとおり、早期の発見と相まって早期対応が図られているものと考えてございませう。

いじめの対応につきましては、これは例年ですが、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といったものが最も多く、昨年度同様の傾向となっております。

2ページから3ページにかけては、学校の取組状況、(3)では市町教育委員会の取組状況の概要をまとめてございませう。

学校におきましては、いじめに関する校内研修、これはすべての学校で実施されてございませうとおり、また、情報モラル教育につきましても、実施が進んでございませう状況です。

アンケート調査につきましては、本県におきましては、少なくとも学期に1回以上、定期的に実施をされてございませうとおり。また、アンケートが未然防止にも効果があると認識をされてございませう。

市町教育委員会の取組につきましては、市町教委として必要な指導を学校に対して行っておるといことが分かりますが、研修につきましては、市町の規模等もあり、実施してないところもございませうとおり、その場合は県が実施をされている研修に教員が参加をされてございませう。

警察との連携の観点で「学校警察連絡協議会」ですが、全ての市町におきまして、

年に複数回、開催をされるようになってきております。

「3 今後の対応方針」ですが、(1)にございますように、教員が抱え込むことなく、情報を共有して、組織として対応するように引き続き進めてまいります。

(2)ですが、11月は「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」ということで、これに合わせまして、各学校が取組を行いましたので、今、聞きとりをしております好取組を紹介して、今後の取組に生かしていきます。

また、なお書きにございますように、先般、健康福祉部や警察等と連携をいたしまして、「学校での児童虐待気づきリスト」といったものを作成・配布をいたしましたので、今後、この活用を促してまいります。

また、(3)にありますように、国の動向といたしまして、「いじめ防止対策推進法」の施行から3年ということで、現在、包括的な見直しが進められております。いじめの定義の解釈をはじめ、運用などを含めた抜本的な部分を検討しております。

また、道徳などでいじめについて子どもたちが議論するための実践的な教材といったものも、今後、提供されると聞いておりますので、こういった動向も踏まえながら対応をしてまいりたいと考えております。

最後、(4)ですが、学校だけでは解決することが困難な事案については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用いたしまして、チームで支援を行ってまいります。

4ページから10ページにかけて、資料として各調査項目のデータ、これは昨年度の調査と比較をして一覧にしていますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

岩崎委員

3ページにあるいじめの問題について、指導上、困難な課題を抱えている学校があるというところが、27年、28年と比較すると、やや増えているのかと。そういうところでこういう具体的な指導・支援が行われているということ、そこでどういう課題があって、どういうふうに向かっているのかというような事例の積み重ねが次のいろんな研修とかに生かされるような仕組みというのはありますか。

子ども安全対策監

市町教育委員会からその都度、ご相談を受けまして、スクールソーシャルワーカー等の派遣やスクールカウンセラーの緊急派遣等を行っていますが、事案によって全部中身が違いますが、おおむね、加害の側の主張と被害の側の人になかなかみ合わないところで、なかなか解決に向かっているかないといったこと、あるいは、行為がはっきりしていれば分かりやすいのですが、言葉の問題で言った言わないという世界で、なかなか難しい事案であったり、保護者対応などで苦慮しているとか、それぞれの場合によって違いますが、いずれにしても、その時点ごとの要請に応じて専門家を派遣しております。

岩崎委員

そういう事例がこういうふうに解決していったとか、こういうところに問題がある、課題があるというようなことをいろんなところで勉強する機会があるのかと思って。

子ども安全対策監

生徒指導担当者を集める会議等で、そういった事例等も紹介をするとともに、スクールソーシャルワーカーの活用につきましては、事例集を作成しておりますので、そういった中にも反映をさせながら、対応しているということも広めていきたいと考えております。

柏木委員

最近、テレビのいじめ報道の中で福島の件を結構聞きますが、三重県は大丈夫でしょうか。

子ども安全対策監

最初に報道されましたときに、三重県においても、避難をしてくれている児童生徒がいることを把握しておりますので、すべて聞きとりをいたしまして、状況を確認し、いじめだけではなくて、ほかの困難な事案とか、困っていないかというところも含めて聞きとりをいたしまして、現在のところ、そういった事案は聞いておりません。

教育長

鈴鹿市の事件を受けての命の教育についても言っといたら。

生徒指導課長

命の教育につきましても、先般、10月の逮捕以降、各県立学校におきまして、指導主事等を派遣させていただいて、直接、校長から聞きとりをさせていただいたところ です。

先般の聞きとりの中で、教科、科目、あるいは総合的な学習の時間や特別活動等での取組におきまして、すべての学校において、命を大切にする教育について、推進をさせていただいていることを確認させていただいたところ です。今後とも、より一層命を大切にする教育につきましても、充実を図るよう指導助言してまいりたいと考えております。

委員長

ほかによろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 組み体操等における事故防止の取組について (公開)

(野垣内保健体育課長説明)

報告3 組み体操等における事故防止の取組について

組み体操等における事故防止の取組について、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。組み体操等における昨年度までの事故発生件数について

ですが、平成26年度は195件、平成27年度は175件でした。死亡、後遺障害等は0件でしたが、2年間で370件発生しておりました。このため、組み体操等における事故防止に向けて、以下の取組を進めてきました。まず、(1)にありますように、事故の発生状況について調査し、市町教育委員会体育担当者会議において、事故防止に向けた検討を行いました。そして、(2)にありますように、スポーツ庁から示された指針等とも整合を図ったうえで、「組み体操における事故防止の指導上留意点」としてまとめ、過度に高さ等を求めるのではなく、各校の実態に合わせた安全対策の取組を進めるよう、各市町教育委員会と連携して学校に働きかけました。

また、(3)にありますように、本年7月、日本体育大学荒木達雄教授を講師として招へいし、安全な組み体操等の指導の実技研修を実施するとともに、その内容をネットDE研修講座としてインターネット上で視聴できるようにしました。

平成28年度組み体操等における事故発生状況についてですが、(1)は、「組み体操」の実施状況についてです。小学校では、全371校中、287校で実施されております。中学校は、全157校中、13校で実施されております。

続いて、2ページをご覧ください。上段表1にありますように、平成28年12月1日現在での集約になりますが、事故発生件数については、前年度の半数以下の84件となりました。骨折件数も前年度の3分の1程度の17件に減少しました。表2は、ピラミッド、タワー、肩車、サボテン、倒立などの種目ごとの事故発生状況を示し、表3では、同様にそのうちの骨折事例数を示しております。

中段以降に参考といたしまして、各市町、学校での事故防止の取組例を記載しておりますが、事故防止に向けて県、市町教育委員会、学校が連携して事故防止に取り組んでまいりました。運動することの楽しさを事故によって奪うことのないよう、引き続き市町教育委員会と連携し、事故防止に努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

【質疑】

委員長

この表1、2、3のような客観的なデータを小中学校に向けて発信するということは考えておられますか。

保健体育課長

今からさせていただく予定になっています。

委員長

こういうデータは非常に貴重だと思います。

柏木委員

これ、効果が出てきたという、数字ですごく分かる表だと思いますが、子どもたちが骨折をする中で、倒立というのは逆立ちですね。逆立ちで補助をして、どうして骨折をしたのかとか、あと、隊形移動中というのは、多分転んで骨が折れたということですね。だから本当に組み体操だけではなくて、全般的に子どもたちの骨折に対する体勢がすごく取れてないと。それこそ、本当に体力向上をしていくというのが、組み体操だけではなくて、子どもたちの基礎体力、そういうものをもっと向上していかな

くてはいけないんじゃないかと思いましたが、これと一緒に基礎体力も頑張ってお上げてくださいますという事を伝えていただければと思います。

委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告4 平成28年度三重県優秀選手・指導者表彰について (公開)

(野垣内保健体育課長説明)

報告4 平成28年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成28年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

それでは、報告をさせていただきます。1ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校、高等学校などの生徒が、全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を称え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。2にあります(1)から(8)の大会で、個人並びに学校対抗については1位から3位、団体は1位から4位の成績を収めた生徒・指導者及び学校・団体が表彰の対象となります。昨年度からこれらの大会のうち、複数の大会で優勝を収めるなど、学校スポーツに対し顕著な功績を挙げた生徒を特別優秀選手として表彰しています。今回、10名が該当生徒となっています。

3ページから4ページにかけて対象生徒と成績を掲載しました。

「3 被表彰者及び表彰数」にありますように、被表彰者の一覧は、5ページから10ページにまとめてございます。また、それぞれの大会で団体の部、個人の部別の表彰数を(3)としてまとめてございます。

6ページをご覧ください。今年度、第71回国民体育大会では、団体の部において三重選抜として出場したソフトテニス少年男子、ボウリング少年男子が優勝、ソフトテニス少年女子が3位入賞を果たしましたので、3団体、選手12名、指導者3名を表彰します。中段以降は個人の部となります。見事優勝を果たしましたウエイトリフティング競技少年男子85キログラム級の柳川友章さんをはじめ、選手8名、指導者6名を表彰します。

続きまして、7ページ中段をご覧ください。平成28年度全国中学校体育大会では、個人の部水泳男子100メートル、200メートルの2種目で優勝した谷口卓さん、陸上競技男子走幅跳で優勝した藤本大輝さんをはじめ、選手5名、指導者4名を表彰します。

続きまして、8ページをご覧ください。平成28年度全国高等学校総合体育大会では、個人の部レスリング女子52キログラム級で3連覇された奥野春菜さん、体操種目別跳馬優勝の首藤鴻英さん、ウエイトリフティング男子+105キログラム級横山太偉雅さんをはじめ、選手11名、指導者10名を表彰します。

続きまして、9ページ、平成28年度全国高等学校定時制・通信制体育大会の柔道

競技において、県立北星高等学校の久保玲さん、樋口愛結さん、県立名張高等学校の小辻英里加さんが三重選抜として出場し、3位に入賞しました。

続きまして、第31回全国盲学校野球（グラウンドソフトボール）大会では、東海選抜のメンバーとして、県立盲学校の赤木雅弥さんが出場し、見事、優勝を果たされました。東海選抜は、昨年に引き続き、連覇となります。

9ページ中段以降は、平成28年3月以降に開催された全国高等学校選抜大会及び選手権大会等における表彰となります。団体の部では、レスリング学校対抗において3位に入賞されました、いなべ総合学園高等学校選手5名、指導者1名を表彰します。

個人の部は10ページになります。男子新体操の個人総合、種目別スティック、リング、ロープ、クラブで優勝されました高田高等学校の堀孝輔さん、ウエイトリフティング男子＋105キログラム級で優勝されました県立四日市工業高等学校の横山太偉雅さんをはじめ、9ページの第18回全国高等学校ウエイトリフティング競技選手権大会と合わせて選手8名、指導者6名を表彰します。

2ページにお戻りいただきまして、上段に記載させていただいたとおり、各大会をまとめますと、団体表彰として、選抜チームの5団体と、学校として1校、選手数は53名、指導者32名を表彰します。

なお、表彰式は平成29年1月6日（金）15時から三重県庁講堂において、教育長から表彰状を授与していただく予定です。

以上で、報告を終わります。

【質疑】

委員長

報告4はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 文化交流ゾーンについて（公開）

（辻参事兼社会教育・文化財保護課長説明）

報告5 文化交流ゾーンについて

文化交流ゾーンについて、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出
三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

文化交流ゾーンの中核となります総合博物館及び美術館につきましては、その設置条例を教育委員会が所管しております。

ただし、これらの施設及び総合文化センター内の図書館の管理運営は、知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則により、環境生活部長に事務委任をしております。

現在、環境生活部におきまして、県立図書館を含む総合文化センター周辺の総合博物館、美術館の文化交流ゾーンの魅力向上のため、運営面の改善について検討しています。今後、内容によって条例改正が必要となりますので、現在の検討内容について

説明をさせていただきます。

なお、説明は、高野環境生活部文化振興課長が行います。

(高野環境生活部文化振興課長説明)

では、資料をご確認ください。1枚めくっていただきまして、「文化交流ゾーン」についてでございます。その冒頭のところですが、総合博物館の開館を機に、総合文化センターの周辺に美術館を含めまして文化・芸術と学びの機能が相当集積をするということがございましたので、県民力ビジョンの第一次行動計画の時点から変革の視点の一つとして、そういった施設がそれぞれの魅力を強化する、あるいは連携を強化するということで、県民の皆さんに文化・芸術と学びに触れていただく機会をより多く与えていきたいということをお明らかにしまして施策を展開してまいりました。

そういった中で、先ほどございましたように、その運営手法等につきまして、あるいは事業の面につきまして、文化審議会に意見を伺うなどして検討を進めてまいりました。

現在の検討状況が次のとおりです。1の(1)ですが、まず、ゾーンの目的ということでございます。ここがございますように、県の文化振興、生涯学習、人材育成、地域づくりに一層貢献する場となるということをお目的としてございます。

(2)は、その目的達成に向けた取組ということで、一つは、それぞれの施設、これは使命、特質等異なっておりますので、そういった施設がそれぞれ魅力向上のための不断の努力・研究を行って、独自性を生かして魅力アップを図り、その使命を果たしていくこととともに、連携・協力しながら、集積の利点を生かした運営等を行っていくということで考えております。

これを効果的に行うための改善の方向として、大きく2つ考えております。①「文化交流ゾーン連携・経営推進会議」の設置であります。各施設の長、これは総合文化センターの指定管理者の代表も含みますが、そこに私どもや教育委員会、あるいは有識者の方に入っていただき、この会議を設置いたしまして、各館の事業等に関して知の共有を行うとともに、連携の強化を図っていくということでございます。

主な所掌として、ア・イ・ウと書かせていただいておりますが、アとイにつきましては、各館がそれぞれの使命を果たしていくための必要な計画について、知の共有を行っていくということでございます。ウにつきましては、こういったところが連携・協力をしていくうえで、計画的に進めていきたいということで、こういった計画を策定して進めていくということをお考えております。

裏面をご覧ください。そういった計画の内容としては、aからeの5つ、あらゆる方面について連携・協力できる場所は連携・協力していこうと考えております。「注」にございますように、特に「注2」ですが、PDCAサイクルをしっかりと回して、常に改善を図っていくというような観点から、この会議については、原則月1回開催をしていくということ。それから、やはりトップだけの会議では、なかなか機能しない部分がございますので、実務者の会議を置きまして、そこでしっかりと議論をしていくこととしております。

大きな2点目です。一部指定管理の導入です。②のところを書いてございますが、総合文化センターにつきましては、現在、既に図書館を除きまして、全部指定管理と

いうことで導入しておりますが、それ以外の美術館、総合博物館、図書館の業務の一部ですが、そこに指定管理者制度を導入いたしまして、施設管理の効率化を図り、そのうえで職員の皆さんが学芸業務、あるいは司書業務といった基幹業務に一層専門性を発揮できる体制とし、そのことによって県民サービスの向上を図っていくということを考えてございます。

指定管理の対象となる主な業務は、ア・イ・ウということで書かせていただいておりますが、施設管理の部分、保守管理や警備、清掃、広報の一部、これはゾーン全体に関するもの、あるいは経営分析の一部、情報分析とかいろいろありますが、そういった中で、特に利用いただいていない方のニーズ把握を中心とした分析を対象としたいと思っております。

なお、こういった業務については、現在、各館とおおむねの方向では調整できておりますが、細部について、今、進めておりまして、また、関係部局とも詰めておるところでございます。

「2 今後の主な予定」でございますが、各館や関係部局との調整を進めまして、速やかにこういった運営を進めていきたいと考えております。

その下に、おおむねの現在、こういった形で進めていきたいと思っているスケジュールがございますが、この2月の定例会議に当初予算や指定管理導入のための改正条例案の提出、それから、29年度は指定管理者の選定、そして、30年度の4月から運用の開始というようなことを考えております。

概要につきましては、以上でございますが、その次のページに別紙という形で、図にしたものを、先ほどご説明した点を図示させていただいております。内容につきましては、繰り返しになる部分がございますので、多くは省略をさせていただきますが、改善案と書いたところの左端の下のところをご覧いただきたいのですが、先ほどのような一体感のある運営とか、あるいは施設管理などを一体的・効率的にやっていくうえでは、総合文化センターを含めた4施設の指定管理者は、同一の団体にしていくことが望ましいと考えておりますので、その方向で検討をしております。

なお、現在、総合文化センターにつきましては、平成27年度から5か年の指定管理を行っております。したがって、私が先ほど申し上げたようなスケジュールで進めていく場合には、30年、31年の2か年につきましては、指定管理の期間が残りますので、その部分につきましては、現在の指定管理者に対しまして非公募の指定という方向で検討を進めていきたいと考えています。その後につきましては、公募を原則という中で検討を進めていくことを考えておりますので、合わせてご説明をさせていただきます。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告5はいかがでしょうか。

岩崎委員

今の話だと、来年度、指定管理を導入して、その際には今の総合文化センターの話

があるので非公募でいくということまでは決めたという形ですか。

文化振興課長

現在、そのことも含めまして調整中でございますが、制度のねらいから考えますと、その方向にいくのが一番合理的と考えております。

岩崎委員

2番の今後の主な予定のところ、「文化交流ゾーン連携・経営推進会議」というのがPDCAを回したりする討議に非常に重要だというお話でしたが、それと指定管理者の選定委員会とは別の話なんですね。

文化振興課長

おっしゃるとおりでして、指定管理者の選定委員会というのは、指定管理者から提出される計画の妥当性などを判断するためのものがございます。全く別のものがございます。

岩崎委員

それはテクニカルな話は選定委員会なのかと思いますが、一方で、「文化交流連携・経営推進会議」がさまざまな文化施設の一体的な今後のあり方とか、そういうようなことを検討するというのであれば、それに向けた、例えば、来ない人の意向調査なども指定管理者がやる形になるんですね。そうすると、連携・経営推進会議を、より来年の早くに立ち上げたほうがいいんじゃないかと。そして、そのもとで指定管理者の選定委員会をやったり、あるいは、いろんなことをしていったほうが僕はいいような気がするんだけど、そこはどうなのでしょう。

文化振興課長

おっしゃる点はもっともな点ですが、一つには、指定管理者の選定のときには、どうしてもこのスケジュールでやる必要がございます。連携・経営推進会議には本来、総合文化センターの指定管理者の代表も入れるものですから、矛盾が生じますので、そこはちょっと問題があるかと。

ただ、現在、この制度ができるまで何もやらないというのはよくないので、現在、関係者で、これに準ずる形ですが、情報共有的になってしまっているという課題はありますが、こういう会議も設けておまして、情報共有を中心に連携の話も一応進めておりますので、ご理解いただければと思います。

岩崎委員

分かりました。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告6 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について (公開)

(辻参事兼社会教育・文化財保護課長説明)

報告6 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について

「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について、別紙のとおり報告する。平成28年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長。

1 ページをご覧ください。「1 概要」のところでは、本県の「桑名石取祭の祭車行事」、「鳥出神社の鯨船行事」、「上野天神祭のダンジリ行事」の3件を含む「山・鉾・屋台行事」33件が、平成28年12月1日、ユネスコ無形文化遺産への登録決議がなされました。

「山・鉾・屋台行事」といいますのは、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となって執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事でございます。登録された33件は、すべて国指定重要無形民俗文化財に指定されております。

「2 これまでの取組」ですが、県教育委員会では3件の行事の価値を継承していくため、用具の修理や新調、伝承者養成などの事業に対し、国及び県の補助事業を活用して財政支援を行っております。

また、3件の行事に関する映像を作成するとともに、関係3市との共催によるパネル展を県内や東京で実施しているところです。12月6日には、知事と関係市の市長、保存会代表が面談を行ったところです。

「3 今後の対応」ですが、今後とも用具の修理や新調及び伝承者養成に対して補助を実施するなど、関係3市及び地元保存会と協力して「山・鉾・屋台行事」の価値が保存・継承されるよう努めてまいります。

また、来年2月26日には、県庁講堂におきまして、三重県知事と「山・鉾・屋台行事」の関係者とのトークセッションを予定しており、今後とも関係3市等と連携した情報発信を進めていきたいと考えています。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第37号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。